

評議員および役員の報酬等に関する規程

社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会（以下、「法人」という。）の定款第8条および第21条の規定に基づき、法人の評議員および役員の報酬等について定めることを目的とする。

(評議員の報酬等)

第2条 評議員に対して、評議員会への出席1回につき次の各号に定める報酬と交通費を支給する。

- (1) 報酬は、評議員会の時間にかかわらず一律5,000円とする。
- (2) 交通費の額は、自宅から会場まで経済的かつ通常の間路および方法により計算した額とする。ただし、公共交通機関を利用する場合の額（IC運賃）を支給するものとする。

(役員の報酬等)

第3条 役員の理事会への出席、監事の監査業務に対して、出席1回につき次の各号に定める報酬と交通費を支給する。ただし、役員を兼務する法人職員には報酬を支給しない。

- (1) 報酬は、理事会や監査業務の時間により次の額を支給する。

半日 5,000円

一日 10,000円

- (2) 交通費の額は、自宅から会場まで経済的かつ通常の間路および方法により計算した額とする。ただし、公共交通機関を利用する場合の額（IC運賃）を支給するものとする。

2 法人の役員のうち法人業務を専従する役員（以下、「業務専従役員」という。）に対して、次の各号に定める算定基準により計算した報酬を支給する。ただし、役員を兼務する法人職員には報酬を支給しない。

- (1) 報酬月額、法人の正規職員の平均給与を上回らないこと。
- (2) 勤務義務日は、その任務に応じ一週あたり1日～5日とする。
- (3) 報酬月額は、勤務1時間あたりの給料額に一日の所定労働時間、1ヶ月の勤務義務日数を乗じたものとする。
- (4) 前号の勤務1時間あたりの給料額は、法人の正規職員の平均給与額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じた数で除した額とす

る。この場合、算出した額に円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

(5) 業務専従役員の通勤手当については、法人の給与規程に準ずる。

(改 廃)

第4条 この規程の制定、改廃は、評議員会の決議をもって行う。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の改正は（報酬）、平成11年4月1日から施行する。
- 3 この規程の改正は、平成29年6月17日から施行する。
- 4 この規程の改正は、令和2年3月20日から施行する。